

令和5年12月26日

港湾運送事業者の事業停止処分 ～事業改善命令違反による処分～

博多港の港湾運送事業者において、港湾運送事業法の違反が確認されたため、事業停止の行政処分を行いました。

1. 処分日

令和5年12月26日

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

博光運輸株式会社 代表取締役 山北菊久
福岡市博多区石城町3番22号

3. 行政処分の種類

港湾運送事業法第22条に基づく事業の停止命令

4. 事業の停止の内容

博多港における港湾荷役事業の全部停止 3日間

5. 事業停止の期間

令和6年1月7日から令和6年1月9日まで

6. 違反事項

(違反項目) 事業改善命令違反
(該当条項) 港湾運送事業法第22条

7. 違反の概要

令和4年10月25日に発出した港湾運送事業法第21条に基づく事業改善命令に従わなかった。

<お問い合わせ先>

九州運輸局 海事振興部 港運課

担当：高田、麻生

電話 092-472-3157



【参考】港湾運送事業法（抜粋）（昭和二十六年法律第百六十一号）

（事業改善命令）

第二十一条 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（事業の停止及び許可の取消し）

第二十二条 国土交通大臣は、港湾運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
- 三 第六条第二項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に該当するに至つたとき。